

手数料一覧

※手数料は保健所窓口にて、現金でお支払いください。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(略称:医薬品医療機器等法、以下「法」という。)関係

区分	金額(1件につき)
(1) 法第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	29,000円
(2) 法第4条第4項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	11,000円
(3) 法第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	6,300円
(4) 法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	4,000円
(5) 法第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	11,000円
(6) 法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	5,600円
(7) 法第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	1品目につき 90円
(8) 法第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査	1品目につき 90円
(9) 法第24条第1項の規定に基づく医薬品販売業の許可の申請に対する審査	29,000円
(10) 法第24条第4項の規定に基づく医薬品販売業の許可の更新の申請に対する審査	
ア 脱脂綿類、薬用化粧品及び殺虫剤のうち、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)による改正前の法第35条の規定により市長が指定した品目のみを取り扱う同法第25条第4号に規定する特例販売業	6,700円
イ アに掲げる以外の医薬品販売業	11,000円
(11) 法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	29,000円
(12) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	11,000円
(13) 施行令(昭和36年政令第11号)第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	2,100円
(14) 施行令第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付	3,100円
(15) 施行令第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付	2,100円
(16) 施行令第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	3,100円
(17) 施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	2,100円
(18) 施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	3,100円

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)関係

区分	金額(1件につき)
(1) 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	14,800円
(2) 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	6,500円
(3) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	2,400円
(4) 毒物及び劇物取締法施行令第36条第2項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	3,800円